

今月の税務トピックス (基礎控除の引き上げ)

税 理 士 宮 森 俊 樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

衆議院選後、「年収103万円の壁（給与所得控除55万円＋基礎控除48万円）」の引き上げを巡り、連日報道が繰り返られていました。少数与党である自由民主党・公明党は、野党の交渉パートナーを所得制限なしの178万円への引き上げを主張する国民民主党から、日本維新の会に代え、当初の基礎控除の引き上げ（政府原案）の金額に基礎控除を上乗せする特例を創設する与党修正を行った上、3月末の年度内に成立させました。

本稿では、基礎控除の引き上げ（政府原案）と基礎控除の上乗せ特例の創設の概要と実務上の留意点について検討することとします。

I 基礎控除の引き上げ（政府原案）

所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が最高58万円（改正前：48万円）に10万円、20%程度引き上げられます（所法86①一・二）。

この改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引き上げが行われます（所法203の3一イ、別表2～別表4）。

II 基礎控除の上乗せ特例の創設

令和7年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和9年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合における所得税の基礎控除の額は、上記Iにおける基礎控除の引き上げ（政府原案）の金額に次の金額を加算した額とする等の基礎控除の特例が創設されます（措法41の16の2①）。

- ① 令和7年分及び令和8年分…次の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - イ 合計所得金額が132万円以下である場合…37万円
 - ロ 合計所得金額が132万円を超え336万円以下である場合…30万円
 - ハ 合計所得金額が336万円を超え489万円以下である場合…10万円
 - ニ 合計所得金額が489万円を超える場合…5万円
- ② 令和9年分以後の各年分（合計所得金額が132万円以下である場合）…37万円

III 適用関係

1 基礎控除の引き上げ（政府原案）

上記Iの改正は、令和7年分以後の所得税について適用され、令和6年分以前の所得税については、なお従前の例によります（令和7年改正法附則7①）。また、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。ただし、年末調整を考慮して令和7年12月1日から適用できることとされます（令和7年改正法附則①一イ）。

2 基礎控除の上乗せ特例の創設

上記IIの改正は、令和7年12月1日から適用できることとされます（令和7年改正法附則①二ロ）。また、「年末調整（所法190二へに係る部分に限ります。）」の規定は、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払いをする日が令和7年12月1日以後であるものについて適用され、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払いをする日が令和7年12月1日前であるものについては、なお従前の例によります（令和7年改正法附則37の2①）。

おわりに

給与所得者における基礎控除の引き上げは、上記IIIのとおり、令和7年分の年末調整において適用されますが、その際に合計所得金額の見積額を申告する必要があります（所法190二ホ、同法195の3①②）。

なお、令和7年12月1日前に令和7年分の所得税につき「年の中途で死亡した場合の確定申告（所法125）」又は「年の中途で出国をする場合の確定申告（所法127）」の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、その確定申告書に記載された事項又はその決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき「基礎控除（所法86）」の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から5年以内に、税務署長に対し、「更正の請求（国通法23①）」をすることができますので留意して下さい（令和7年改正法附則7②）。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。